

生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシブル・コード(仮称)(案)に関する包括的比較法制度研究報告書

日付: 2025年12月31日

Gemini 3 pro

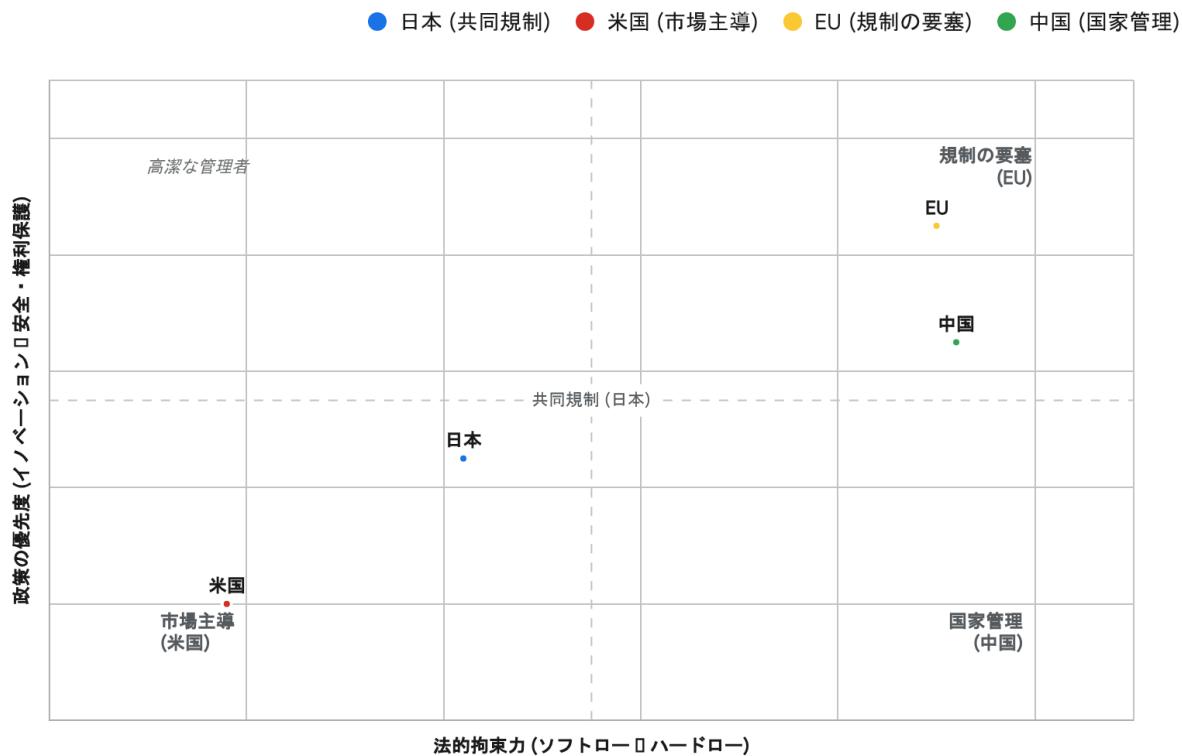
1. 序論: 2025年末における生成AIガバナンスの地政学的転換

2025年は、生成AI(Generative AI)の社会実装が不可逆的な段階へと進展する一方で、その法規制とガバナンスにおいて世界的な分断と再構築が同時に進行した分水嶺の年となった。EUにおいては、包括的な規制枠組みである「AI法(EU AI Act)」が完全施行の段階を迎える一方で、米国においては政権交代に伴う劇的な規制緩和への転換が発生し、中国においては司法主導による厳格な権利保護基準が確立された。

このような激動の国際情勢の中、日本政府(内閣府知的財産戦略本部)は2025年12月26日、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシブル・コード(仮称)(案)」(以下、「本プリンシブル・コード案」または「本コード案」)を公表し、パブリックコメントの募集を開始した¹。この動きは、日本の著作権法第30条の4が提供する世界的に稀有な「イノベーション親和的」な法的環境を維持しつつ、国内外から高まるクリエイター保護と透明性確保の要請に応答するための、極めて日本のかつ戦略的な「第三の道」を示唆するものである。

本報告書は、この本プリンシブル・コード案の詳細な構造と意図を解剖するとともに、同時期(2025年末時点)における米国、EU、中国の最新規制動向と徹底的に比較分析を行う。特に、各法域が採用する「透明性(Transparency)」の定義、権利者保護のアプローチ、そして執行メカニズム(Enforcement Mechanism)の差異に着目し、日本企業及びグローバル企業が直面する複層的なコンプライアンス課題を浮き彫りにすることを目的とする。

グローバルAIガバナンス・マトリクス (2025年12月)



2025年12月時点での主要国・地域の規制スタンスの比較。日本の「プリンシップル・コード案」は「共同規制」の象限に位置し、EUの厳格な規制や、米国新たな規制緩和路線とは一線を画しています。

データソース: Maruyama-Mitsuhiko, European Commission, Rep. Don Beyer, Xenoss, JD Supra

2. 日本「プリンシップル・コード(案)」の詳解: ソフトローによる協調的規律の設計

2.1 策定の背景: 著作権法第30条の4と「AI開発天国」の修正

日本における生成AI規制の議論は、2018年の著作権法改正によって導入された第30条の4(非享受目的の利用における権利制限規定)を出発点としている。同条は、情報解析(AI学習を含む)を目的とする場合、営利・非営利を問わず、原則として著作権者の許諾なく著作物を利用できることを定めている。この規定により、日本は「機械学習パラダイス」とも称され、国際的なAI開発拠点としての優位性を確保してきた³。

しかし、2023年以降の生成AIの急速な普及に伴い、クリエイターやコンテンツ産業界からは、「自ら

の作品が許諾なく学習され、類似した生成物が市場で競合すること」に対する強い懸念(フリーライド批判)が噴出した。これに対し、内閣府の「AI時代の知的財産権検討会」等は、法改正による権利制限の縮小(イノベーション阻害のリスク)を回避しつつ、権利者の不安を払拭するための実効的な手段を模索してきた。その到達点が、今回提示された「プリンシプル・コード」である³。

本コード案は、法律(ハードロー)による一律の規制ではなく、関係事業者が遵守すべき行動規範(ソフトロー)を策定し、その遵守状況を可視化することで、市場メカニズムを通じた規律を働かせる「共同規制(Co-regulation)」のアプローチを採用している点が最大の特徴である。

2.2 「Comply or Explain」アプローチの採用とメカニズム

本コード案の核心的な設計思想は、企業統治(コーポレートガバナンス)やスチュワードシップ・コードで実績のある「Comply or Explain(遵守せよ、さもなくば説明せよ)」原則の導入にある⁵。

2.2.1 制度設計の意図

従来の日本のAIガイドラインが単なる「努力目標」にとどまりがちであったのに対し、本コード案は、遵守状況の開示と説明を強く推奨することで、実質的な拘束力を生み出そうとしている。内閣府や関連団体は、本コードに賛同し遵守する企業名のリスト化や公表を行うことが想定されており、これは投資家や取引先からの評価に直結するインセンティブ設計となっている⁷。

2.2.2 具体的な要求事項(チェックリストの構成)

本コード案では、AI開発者、サービス提供者、および利用者に対して、それぞれの役割に応じた透明性確保措置を求めており。具体的には、以下の項目を含む「チェックリスト」や「開示シート」の活用が想定されている⁷。

- 学習データのトレーサビリティ:
 - 使用したデータセットの種類(テキスト、画像、音声等)および収集源(Webクローリング、ライセンス購入、パブリックドメイン等)の概要開示。
 - 特定の著作物が含まれているかどうかの確認手段(検索機能等)の提供努力。
- オプトアウトの尊重:
 - 権利者が機械可読な方法(robots.txt等)やその他の合理的な手段で示した「学習拒否(オプトアウト)」の意思表示を、技術的に可能な範囲で尊重すること。
 - 法的義務との関係: 著作権法第30条の4の下では、オプトアウトを無視しても直ちに違法とはならない解釈が一般的であるが、本コードはこれを「商慣習・倫理的規範」として尊重することを求めるものであり、法と倫理の隙間を埋める役割を担っている。
- 権利侵害対応窓口の設置:
 - 権利者からの申立てを受け付ける窓口の設置と、侵害が確認された場合の迅速な対応プロセス(Notice and Takedownに準じた対応や、追加学習による出力抑制等)の整備。

2.3 パブリックコメントの争点と実務への影響

2025年12月26日から開始されたパブリックコメント募集³において、以下の論点が主要な争点となると予想される。

1. 実効性の担保: 法的罰則がない中で、開発リソースに余裕のないスタートアップや、日本市場に進出する海外巨大テック企業がどこまで本コードを遵守するか。
2. オプトアウトの技術的標準: 「機械可読なオプトアウト」の具体的な技術標準(ai.txtやC2PA等)が指定されていない場合、現場の混乱を招く懸念。
3. 「説明(Explain)」の許容範囲: 「技術的に困難であるため遵守しない」という説明がどこまで許容されるか。安易な説明による抜け穴化のリスク。

本コード案は、日本企業に対しては「コンプライアンス」として事実上の義務化が進む一方、グローバル展開するAIモデルにとっては、日本市場特有のローカルルールとして機能することになる。

3. 欧州連合(EU): AI法とGPAI実務規範による厳格な規律

日本のソフトローアプローチと対極にあるのが、2025年8月から完全施行フェーズに入ったEUのハードロ一体制である。

3.1 EU AI法(AI Act)における透明性義務の法的構造

EU AI法(Regulation (EU) 2024/1689)は、汎用AI(GPAI)モデルの提供者に対し、第53条において法的拘束力のある透明性義務を課している¹⁰。

- 技術文書の作成と保存: モデルの学習プロセス、計算資源、データソースに関する詳細な技術文書を作成し、AIオフィス(規制当局)および各国の所管官庁に提出できること。
- 著作権法の遵守方針: 著作権法(特にDSM指令第4条のTDM例外におけるオプトアウト規定)を遵守するための方針(Policy)を策定し、公開すること。
- 学習データの詳細要約の公開: 学習に使用されたコンテンツについての「十分に詳細な要約(sufficiently detailed summary)」を一般公開すること。

3.2 2025年7月「GPAI実務規範(Code of Practice)」の実装

AI法の義務を具体化するため、2025年7月に欧州委員会は「GPAI実務規範(Code of Practice)」を正式に承認・公表した¹²。この規範は、AI法第53条の遵守を実証するための「セーフハーバー」として機能する。

3.2.1 テンプレートによる厳格な開示管理

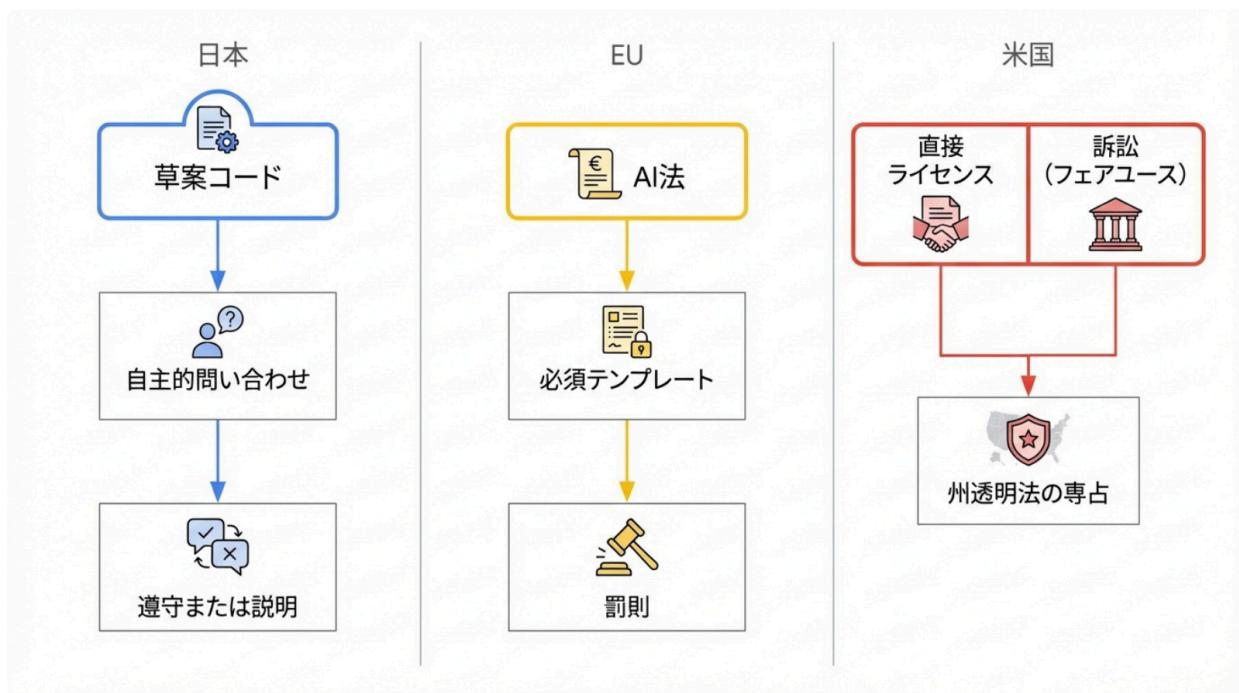
GPAI実務規範は、抽象的な「透明性」を具体的な報告様式(テンプレート)へと落とし込んでいる。

- モデル文書化フォーム(Model Documentation Form): データセットのカテゴリーごとの割合、主なデータプロバイダー、著作権保護対象物の含有状況、クローリングの対象範囲などを記載する詳細な様式が定められている¹²。
- 著作権ポリシーの具体化: 「Webクローリングを行う際は、robots.txt等の権利留保(Reservation of Rights)を識別し、遵守するための最先端技術を導入すること」が明記されている¹⁴。

3.3 日本案との比較: 法的拘束力と執行力の決定的差異

- 執行メカニズム: EUの場合、AI法違反には最大で全世界売上高の3%または1500万ユーロ(いずれか高い方)という巨額の制裁金が科される¹⁶。対して日本のプリンシプル・コードは、違反に対する行政罰ではなく、あくまで「市場からの評価」という間接的なサンクションに依存している。
- 域外適用: EU AI法は「ブリュッセル効果」を意図しており、EU市場にAIシステムを提供するあらゆる国の事業者に適用される。日本案もグローバル企業への適用を期待しているが、強制力がないため、実効性には疑問符がつく。

Creator's Path to Redress: Japan vs. EU vs. US (Dec 2025)



Workflow for copyright holders seeking transparency or opt-out in Japan, EU, and US. Japan relies on voluntary codes, EU on statutory mandates, and US on litigation or direct licensing.

4. 米国: 大統領令による連邦プレエンプションとフェアユース論争

2025年末の米国の状況は、政権交代に伴う劇的な方針転換により、日欧とは全く異なる軌道を描い

ている。

4.1 2025年12月11日大統領令「Ensuring a National Policy Framework for AI」

2025年12月11日、トランプ大統領は新大統領令「国家AI政策枠組みの確保(Ensuring a National Policy Framework for Artificial Intelligence)」に署名した¹⁷。この大統領令は、バイデン政権下で進められていた安全性重視の規制路線を転換し、AI開発における米国の霸権維持を最優先するものである。

- 州法の無効化(Preemption): カリフォルニア州などが制定していた厳格なAI規制(SB 1047など)を「イノベーションを阻害するパッチワーク状の規制」と断じ、連邦レベルでの統一基準(minimally burdensome national standard)によってこれらを無効化(preempt)する方針を打ち出した。
- 透明性規制への影響: 連邦取引委員会(FTC)に対し、AIモデルの出力に対する変更(検閲とみなされるもの)や、憲法修正第1条(言論の自由)に抵触するような情報開示を強制する州法を排除するよう指示している。これは、日本やEUが求める「詳細な透明性」が、米国では「過剰規制」として排除される可能性を示唆している。

4.2 著作権局「AIレポート Part 3」と市場主導の解決

法規制による透明性確保が後退する一方で、著作権とAI学習の関係については、2025年5月に米国著作権局が公表した「著作権と人工知能に関する報告書 Part 3(生成AIの学習)」が重要な指針となっている¹⁹。

- フェアユースの解釈: 報告書は、AI学習のための著作物利用が「カテゴリとしてフェアユース(公正利用)に該当するわけではない」と結論付けた。特に、市場において元の著作物と競合するような生成AIモデルの学習利用については、フェアユースの成立に否定的な見解を示している。
- ライセンス市場の推奨: 一方で、強制許諾(Statutory Licensing)のような新たな法制度の導入には慎重であり、当事者間の自由な契約によるライセンス市場の発展を推奨している。これにより、大手AI企業と大手メディア・出版社との間での個別ライセンス契約(The New York Times やNews Corp等との契約)が加速している²¹。

4.3 日本案との比較: 司法解決 vs 行政指導

- アプローチの違い: 米国は「司法(訴訟によるフェアユース判断の確定)」と「市場(個別ライセンス契約)」に解決を委ねるアプローチである。透明性法案(AI Foundation Model Transparency Act)も提出されているが²²、上記大統領令の方針により成立の見込みは薄い。
- 日本への示唆: 日本案が目指す「行政指導型のソフトロー」は、米国の現在の「規制撤廃・市場原理主義」とは相容れない部分がある。米国企業は、日本市場においては日本版コードに従うポーズを見せつつも、本国では透明性開示を拒否するという二重基準(ダブルスタンダード)を取り可能な高い。

5. 中国: 厳格な「適法ソース」要件と司法による創作性判断

中国は、国家安全保障と産業振興の両立を図るため、独特の「ハードロー」と厳格な司法判断を組み合わせている。

5.1 「生成AIサービス管理暫定弁法」の運用と「適法ソース」

2023年8月に施行された「生成AIサービス管理暫定弁法」は、2025年現在も中国のAI規制の中核をなしている²³。

- 適法ソース(**Lawful Source**)義務: 同法は、学習データが「他人の知的財産権を侵害していないこと」を明確に求めている。これは日本の「非享受目的であれば原則適法(30条の4)」や米国の「フェアユース」とは根本的に異なる、最も厳しい要件である。
- アルゴリズム届出(**Filing**): サービス提供者は、アルゴリズムの届出時に学習データのソースに関する詳細な情報を当局に提出し、セキュリティ評価(Security Assessment)に合格しなければならない。これは「Comply or Explain」のような事後的な説明ではなく、市場参入のための事前要件である。

5.2 北京インターネット法院判決(2025年)に見る厳格な創作性基準

2025年9月、北京インターネット法院はAI生成画像の著作物性に関する注目すべき判決を下した²⁶。

- 人間の知的寄与の立証: 裁判所は、AI生成物が著作権で保護されるためには、ユーザーがプロンプトの設計、パラメータの調整、生成後の修正などにおいて「独自の知的労働(Original Intellectual Contribution)」を行ったことを、詳細なログやプロセス記録によって立証しなければならないとした。
- 「誰が主張し、誰が証拠を出すか」: 単にAIを使って生成しただけでは権利は認められず、創作プロセスの「痕跡」を残し、それを証拠として提出する責任がユーザー側に課された。

5.3 日本案との比較: 事前検閲 vs 事後透明性

- 規制のタイミング: 中国は「入り口(学習データの適法性確認)」と「出口(生成物の創作性立証)」の両方で厳格なハードルを設けている。対して日本案は、入り口を広く開放(30条の4)しつつ、事後的な透明性(コードによる説明)でバランスを取る設計である。
- 実務的負担: 中国でAIビジネスを行う企業は、すべての学習データの権利処理(ライセンス取得等)を完了させる必要があり、コストは極めて高い。日本のアプローチは、このコストを低減しイノベーションを促進する点では優位性があるが、権利者からの反発リスクを常に抱えることになる。

6. 比較分析: 4極における「透明性」と「権利保護」のマトリクス

以下の表は、本報告書の分析に基づき、4つの主要地域における規制フレームワークの核心的要素を比較したものである。特に、日本の「プリンシブル・コード(案)」が他国といかに異なる位置付けに

あるかを明確化する。

AI知的財産・透明性フレームワークの比較分析(2025年12月)

国・地域別規制マトリックス

規制項目 (FEATURE)	日本(案)	EU(AI法)	米国(大統領令)	中国(判例/措置)
法的根拠 Legal Basis	プリンシプル・コード(案) 2025年12月内閣府公表。ソフトロー形式。	AI法(2026年完全適用) GPAI実務規範(2025年7月)。法的拘束力あり。	大統領令 「AIのための国家政策枠組み」。連邦法による統一。	司法判例・証拠規則 北京インターネット裁判所判決等による基準確立。
透明性要件 Transparency	知的財産の保護及び適切な利活用に向けた透明性を重視。	<ul style="list-style-type: none">詳細な技術文書化学習データのトレーサビリティ確保生成コンテンツの明示	統一連邦政策により、矛盾する州レベルのAI規制(開示義務など)を無効化・優先する方針。	権利主張時に「プロセスの痕跡」として詳細な生成記録・プロンプトの提示が必要。
著作権・学習データ Copyright	プリンシプル・コード内でIP保護の方針を整理中。	EU著作権法遵守ポリシーの策定義務。「著作権チャプター」によるコンプライアンス実証。	具体的な著作権規定は大統領令スニペットに未記載	「主張する者が証拠を提供する」原則。人間の創作的寄与の立証責任を厳格化。
執行メカニズム Enforcement	ソフトロー 自主的な遵守とリスク管理。	実務規範は遵守証明の手段として機能。	州法の排除による市場統一。	裁判所による厳格な証拠認定。

各地域の規制枠組みの詳細比較。執行メカニズムの違いに注目：日本はソフトロー(圧力)、EUは法定罰則、米国は市場主導/訴訟(州規制の連邦専占)、中国は行政許認可/司法判断を採用している。

Data sources: Maruyama-Mitsuhiko, e-Gov Japan, European Commission (AI Act), European Commission (GPAI), JD Supra, China IP Law Update

6.1 比較の要点: 透明性の「質」と「目的」

1. 透明性の「粒度」の差異:
 - EU: 「監査」に耐えうる粒度。規制当局がコンプライアンス違反を摘発するための詳細なテンプレートに基づく。
 - 中国: 「検閲」のための粒度。国家安全保障やイデオロギー統制の観点から、データの全容把握を目的とする。
 - 日本: 「対話」のための粒度。権利者が自らの著作物が使われているかを確認し、オプトアウト等の対話を始めるためのきっかけ作りを主眼とする。
2. オプトアウトの位置づけ:
 - EU: 法的権利。オプトアウトされたデータの利用は明確な違法行為となる。
 - 日本: 紳士協定。法的には利用可能(30条の4)だが、コードによって「尊重すること」が強く推奨される。この「法と規範の二重構造」が日本特有の複雑さと柔軟性を生んでいる。
 - 米国: 契約・技術的措置。法的なオプトアウト制度ではなく、robots.txtや利用規約(ToS)による自衛と、それを破った場合の契約違反・不正競争防止法違反の訴訟リスクによって規律される。

6.2 執行力とインセンティブ構造

日本が採用した「Comply or Explain」は、市場の規律に依存するため、その成否は「情報開示を受け取る側(投資家、ユーザー企業、クリエイター団体)」の監視能力にかかっている。スチュワードシップ・コードの歴史を参照すれば、形式的な「Explain(説明)」が横行し、形骸化するリスクも否定できない。一方、EUや中国のような強力な罰則付き規制は、コンプライアンスコストを増大させ、AI開発のスピードを鈍化させる副作用がある。日本の選択は、このトレードオフの中で「開発スピード」を優先しつつ、最低限の「信頼」を確保しようとするギリギリのバランスの上に成り立っている。

7. 結論及び日本への戦略的示唆

2025年12月に提示された「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)」は、グローバルなAI規制の潮流の中で、極めて日本的な「協調的リアリズム」を体現している。

7.1 日本の立ち位置: 独自の「第3の道」

欧州の「規範的要塞化」、米国の「市場原理的霸權」、中国の「国家統制的管理」のいずれとも異なる、ソフトローとハードロー(著作権法30条の4)を巧みに組み合わせたハイブリッドモデルである。これは、資源(データ・計算力)を持たざる国が、AI産業を育成しつつ文化産業との摩擦を最小化するための苦肉の策とも言えるが、同時に、硬直的な法規制が技術進化に追いつかない現代において、最も合理的かつ柔軟なガバナンスモデルとなり得る可能性を秘めている。

7.2 今後の課題と展望

本コード案が所期の目的を達成するためには、以下の要素が不可欠となる。

1. 「Explain」の質の評価: 企業が行う「説明」が妥当かどうかを評価する第三者機関や、市場(投資家・ユーザー)のリテラシー向上が求められる。
2. 國際的な相互運用性の確保: EUのAI Act適合を目指す日本企業にとって、本コードの遵守がEU基準の一部(例えば透明性要件)を満たすものとして認められるよう、規制間のブリッジ機能を持たせることが重要である。
3. 対米・対中リスクへの備え: 米国のデータアクセス規制緩和や中国のデータ囲い込みが進む中、日本が「世界のデータ・スイス(中立的なデータハブ)」として機能するためには、本コードによる透明性が國際的な信頼の担保とならなければならない。

結論として、本プリンシブル・コード案は、単なる国内向けのガイドラインにとどまらず、2025年以降のグローバルなAIデータエコノミーにおいて日本が生き残るための国家戦略の要となる文書である。関係各所には、パブリックコメントを通じて本案をより実効性の高いものへと練り上げることが強く期待される。

以上

引用文献

1. 内閣府 パブコメ「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護 ... , 12月 31, 2025 にアクセス、
<http://maruyama-mitsuhiko.cocolog-nifty.com/security/2025/12/post-db959c.html>
2. 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性 ... , 12月 31, 2025にアクセス、<https://www2.niss.info/offers/view/32600642>
3. 生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性 ... , 12月 31, 2025にアクセス、<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000304677>
4. 1 AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する ... , 12月 31, 2025 にアクセス、
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai10/shiryo2.pdf
5. Secretariat Briefing Pack - 金融庁, 12月 31, 2025にアクセス、
https://www.fsa.go.jp/en/refer/councils/stewardship/material/20241018_4.pdf
6. Recent Developments in Japanese Corporate Governance, 12月 31, 2025にアクセス、
https://www.nagashima.com/wp-content/uploads/2019/09/japan_no01_1.pdf
7. Principles for Responsible Institutional Investors, 12月 31, 2025にアクセス、
<https://www.fsa.go.jp/en/refer/councils/stewardship/20250626/01.pdf>
8. Implementation guidelines for 5S-KAIZEN-TQM approaches ... - JICA, 12月 31, 2025にアクセス、
https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/5S-KAIZEN-TQM-02/ku57pq00001pi3y4-att/tan_01e.pdf
9. The Guideline for Japanese Governments' Procurements and ..., 12月 31, 2025にアクセス、
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/50a1f37c/20250613_resources_standard_guidelines_guideline_01.pdf
10. AI Act | Shaping Europe's digital future - European Union, 12月 31, 2025にアクセス

- ス、<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>
11. EU & Generative AI: Copyright Challenges in 2025 - DDG | Avocats, 12月 31, 2025
にアクセス、
<https://www.ddg.fr/actualite/the-european-union-and-copyright-challenges-in-the-age-of-generative-artificial-intelligence-a-comprehensive-legal-analysis-of-the-report-generative-ai-and-copyright-july-2025>
12. The General-Purpose AI Code of Practice, 12月 31, 2025にアクセス、
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/contents-code-gpai>
13. EU's GPAI Code of Practice: the world's first guidance for General ..., 12月 31, 2025
にアクセス、
<https://www.stibbe.com/publications-and-insights/eus-gpai-code-of-practice-the-worlds-first-guidance-for-general-purpose>
14. EU AI Act: General-Purpose AI Code of Practice · Final Version, 12月 31, 2025にア
クセス、<https://code-of-practice.ai/>
15. Transparency requirements re training data and compliance with ..., 12月 31, 2025
にアクセス、
<https://www.hsfkramer.com/notes/ip/2025-09/ai-regulation-hasnt-taken-a-summers-break-transparency-requirements-re-training-data-and-compliance-with-copyright-law-come-into-force>
16. A comprehensive EU AI Act Summary [August 2025 update] - SIG, 12月 31, 2025にア
クセス、
<https://www.softwareimprovementgroup.com/blog/eu-ai-act-summary/>
17. Ensuring a National Policy Framework for Artificial Intelligence, 12月 31, 2025にア
クセス、
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/12/eliminating-state-law-obstruction-of-national-artificial-intelligence-policy/>
18. New State AI Laws are Effective on January 1, 2026, But a New Executive Order
Signals Disruption, 12月 31, 2025にアクセス、
<https://www.jdsupra.com/legalnews/new-state-ai-laws-are-effective-on-4178820/>
19. U.S. Copyright Office Issues Guidance on Generative AI Training, 12月 31, 2025に
アクセス、
<https://www.jonesday.com/en/insights/2025/05/us-copyright-office-issues-guidance-on-generative-ai-training>
20. Copyright and Artificial Intelligence, Part 3: Generative AI Training ..., 12月 31, 2025
にアクセス、
<https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-3-Generative-AI-Training-Report-Pre-Publication-Version.pdf>
21. U.S. Copyright Office Releases Part 3 of AI Report - The Authors Guild, 12月 31,
2025にアクセス、
<https://authorsguild.org/news/us-copyright-office-ai-report-part-3-what-authors-should-know/>
22. H.R.6881 - 118th Congress (2023-2024): AI Foundation Model ..., 12月 31, 2025にア
クセス、<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/6881/text>
23. 12月 31, 2025にアクセス、

<https://www.anecdotes.ai/learn/ai-regulations-in-2025-us-eu-uk-japan-china-and-more#:~:text=China%3A%20Generative%20AI%20Regulation,-In%20brief%3A%20What&text=In%20addition%2C%20providers%20are%20required,legal%20sourcing%20of%20training%20data.>

24. APAC AI regulations 2025: China, Japan, Korea, India, Australia, 12月 31, 2025にアクセス、<https://xenoss.io/blog/asia-pacific-apac-ai-regulations>
25. Copyright Implications and Legal Responses to AI Training - MDPI, 12月 31, 2025にアクセス、<https://www.mdpi.com/2075-471X/14/4/43>
26. Beijing Internet Court Requires Evidence of Creative Effort to Claim ..., 12月 31, 2025にアクセス、
<https://www.chinaiplawupdate.com/2025/09/beijing-internet-court-requires-evidence-of-creative-effort-to-claim-copyright-protection-in-ai-generated-images/>